

不良債権の状況

リスク管理債権額

(単位：百万円)

	2022年3月31日	2023年3月31日
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2,586	2,044
危険債権	14,930	15,418
三月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	259	248
合計	17,776	17,711
正常債権	535,336	552,561
総与信残高	553,112	570,273

- (注) 1.破産更生債権及びこれらに準ずる債権 破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 2.危険債権 債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 3.三月以上延滞債権 元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
- 4.貸出条件緩和債権 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 5.正常債権 債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

金融再生法に基づく開示基準ベース

(単位：百万円)

	破産更生債権及びこれらに準ずる債権		危険債権		要管理債権		小計		正常債権		合計	
	2022年3月31日	2023年3月31日	2022年3月31日	2023年3月31日	2022年3月31日	2023年3月31日	2022年3月31日	2023年3月31日	2022年3月31日	2023年3月31日	2022年3月31日	2023年3月31日
債権額 (a)	2,586	2,044	14,930	15,418	259	248	17,776	17,711	535,336	552,561	553,112	570,273
担保等保全額 (b)	2,485	1,955	9,508	9,870	127	128	12,121	11,954	309,743	306,428	321,865	318,382
未保全額 (a) - (b)	101	89	5,422	5,547	131	120	5,655	5,757	225,592	246,133	231,247	251,890
引当額	101	89	1,047	954	3	6	1,151	1,050	828	840	1,980	1,890
引当率 %	100.00	100.00	19.31	17.21	2.53	5.17	20.36	18.24	0.36	0.34	0.85	0.75

- (注) 1.破産更生債権及びこれらに準ずる債権 破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 2.危険債権 債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- 3.要管理債権 三月以上延滞債権（「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当する債権を除く）及び貸出条件緩和債権（「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当する債権ならびに「三月以上延滞債権」を除く）です。
- 4.正常債権 債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1.から3.までに掲げる債権以外のものに区分される債権のことです。

自己査定による債務者別分類の状況

(単位：百万円)

	破綻先債権		実質破綻先債権		破綻懸念先債権		合計	
	2022年3月31日	2023年3月31日	2022年3月31日	2023年3月31日	2022年3月31日	2023年3月31日	2022年3月31日	2023年3月31日
債権額 (a)	448	224	2,138	1,819	14,930	15,418	17,517	17,462
担保等保全額 (b)	448	193	2,037	1,761	9,508	9,870	11,993	11,825
未保全額 (a) - (b)	—	30	101	58	5,422	5,547	5,523	5,637
引当額	—	30	101	58	1,047	954	1,148	1,044
引当率 %	—	100.00	100.00	100.00	19.31	17.21	20.79	18.52

- (注) 1.破綻先債権 法的・形式的な経営破綻の事実が発生している先（破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている債務者）に対する債権です。
- 2.実質破綻先債権 法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権です。
- 3.破綻懸念先債権 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権です。